

鳥取市不妊検査費助成金のお知らせ

ご夫婦そろっての結婚後早めの不妊検査で助成金が受けられます

- 夫婦で初めて受けた不妊検査が対象です。
- 妊娠を希望しているが、不妊への不安がある。そんなときには、ご夫婦そろって不妊検査を受けてみませんか。
- 妊娠しにくい原因がわかっているならば、妊娠を希望されるタイミングで適切な治療をスタートできます。また、不妊治療を行った場合の効果も年齢とともに低下すると言われています。まずは、早めの検査で診断を受け、ご夫婦のライフプランを話し合しましょう。

対象者

夫婦で初めて不妊検査を受けた場合（※）で、次のすべてに該当する方

- 同一夫婦で、過去に不妊検査又は不妊治療（体外受精、顕微授精又は人工授精）を受けたことがないこと
- 申請時点で、夫婦のどちらか又は両方が、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、もしくは八頭町に住民票をお持ちの方

（※）本助成は、夫婦両方の検査受診が必要です。

助成金額

夫婦が共に受けた検査のうち、**保険適用外となる費用全額**
（上限2万6千円）

助成回数

一組の夫婦につき1回限り

対象となる検査

- 検査を開始した日から終了した日までの期間が1年以内のもの
- 産婦人科又は泌尿器科を掲げる医療機関（県内・県外不問）で受けたもの
- 夫婦それぞれの検査開始日が、6か月以上離れていないこと
- 保険適用となる検査、不妊治療の一環として実施される検査は対象外
- 夫婦が別々の医療機関で検査を受けた場合も対象

申請書類

- ① 鳥取市不妊検査費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 不妊検査費助成事業に係る証明書（様式第2号）
又はそれに代わる書類 ※医療機関に記載依頼
 - ③ 検査に係る領収書及び診療明細書(写)
 - ④ 夫婦の住民票【鳥取市民は省略可】（発行から3ヶ月以内のもの）
※続柄と筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
 - ⑤ 婚姻日、婚姻関係が確認できる書類※
法律婚の場合…戸籍謄本等（発行から6ヶ月以内のもの）
事実婚の場合…(1) 両人の戸籍謄本(発行から6ヶ月以内のもの)
(2) 両人の事実婚関係に関する申立書
(様式第3号)
- ※鳥取市民のみ、法律婚の場合は省略可能

申請期限

検査が終了した月から**7か月後の月末まで**

【申請例】

| 検査終了日の属する月 | 申請期限 |
|------------|------------|
| 令和8年4月 | 令和8年11月末まで |
| 令和8年9月 | 令和9年4月末まで |

問い合わせ先

鳥取市役所 こども未来課 育成係

電話番号：0857-30-8239

メール：kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp

〒680-0845

鳥取市富安2丁目138-4（駅南庁舎1階⑧番窓口）
平日午前8時30～午後5時15分

